

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに鹿児島県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、「(1)氏名及び住所（団体にあつては名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）(2)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載すること。

令和8年6月1日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 届出年月日
令和8年5月20日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミリープラザめいわ
鹿児島市明和一丁目25番1号
- 変更年月日
令和8年4月1日
- 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部商工政策課
- 縦覧期間
令和8年6月1日から 令和8年10月1日
- 届出の概要
別紙届出書のとおり

商 政 第 97 号
令和 8 年 5 月 26 日
(商工政策課扱い)

鹿児島市長 殿

鹿児島県知事

大規模小売店舗立地法の届出について (通知)

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により、下記大規模小売店舗に係る届出があり、令和 8 年 6 月 1 日 付けで届出の概要等について公告しますので、同法第 8 条第 1 項の規定により通知します。

また、同項の規定により、県は当該公告の日から 4 月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を聴くこととされておりますので、貴市の意見を下記の期限までに、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：ファミリープラザめいわ
所在地：鹿児島市明和一丁目25番 1 号
- 2 届出の年月日
令和 8 年 5 月 20 日
- 3 添付書類
別添「変更届出書」
- 4 回答期限
令和 8 年 8 月 26 日

【連絡先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県商工労働水産部商工政策課
商工振興班 担当：上野
TEL 099-286-2931 FAX 099-286-5574